

後見制度支援預金

(平成31年1月4日現在)

1 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 後見制度支援預金
2 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見人、未成年後見人（家庭裁判所が「指示書」を交付した方が対象です。）
3 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> 期間の定めはございません。 （家庭裁判所が、解約の「指示書」の交付を行うまで。）
4 預入方法 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 口座開設は、家庭裁判所の「指示書」に基づき当金庫の本支店で開設いただけます。口座開設後の通帳への預入（店頭入金および振込入金）については、「指示書」の提出は不要です。 1円以上 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 家庭裁判所の「指示書」に基づき口座開設店のみでお取扱いいたします。 当金庫所定の払戻請求書に記入と届出印鑑を押印し、通帳および「指示書」とともに提出してください。
6 利息 適用金利 利払頻度 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の店頭表示の利率を適用します。 毎年2月と8月の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算。
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 <p>※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
8 制限事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取扱いはできません。 キャッシュカードの発行はできません。 口座振替契約はできません。 インターネットバンキング契約はできません。 総合口座のお取扱いはできません。
9 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉）にお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もありません。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
10 その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です。 元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）